

## 【山形県】HP掲載版※

自治体意見・要望	気象庁回答
<p>特別警報が発令された場合、県は市町村へ、市町村は住民への周知義務が生じ、また避難勧告の発令等を検討しなければならないため、それぞれの発表基準について、数値化による明確化をお願いしたい。</p>	<p>「数十年に一度の～」という基準に基づき、気象庁がどのような具体的な数値や客観的な指標で特別警報を運用するのか、7月31日に気象庁ホームページに公開しました。</p>
<p>同様の理由から、対象範囲を可能な限り危険性の高い範囲としていただきたい。</p>	<p>特別警報の対象となる現象は府県予報区程度の広がりをもっていることから、当面は、府県予報区単位で特別警報を判断し当該府県予報区内の警報を特別警報とする運用を行いますが、今後、特別警報の実際の発表状況や効果等について検証しつつ、必要に応じ見直しを行っていきます。</p>
<p>大雪の特別警報については、県内の観測地点では例示以上の積雪の実績があることや、積雪のない状態から短時間で集中的に降雪した場合も対象とするなど考慮いただきたい。</p>	<p>現在提示している運用の指標は「50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される」場合であり、該当する主な過去事例は昭和38年と昭和56年の豪雪です。 また、積雪のない状態から短時間で集中的な降雪がどの程度予想される場合に重大な災害の発生するおそれが増しく高くなるのかについて知見がないため、当面は現在提示している指標での運用を考えていますが、運用の指標については今後も技術の進展も踏まえて見直しを検討していきたいと考えています。</p>